

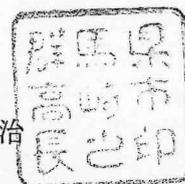
高崎市公告第46号

令和8年2月16日付け高崎市公告第33号により公告した高崎農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により当該計画変更後の計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月3日

高崎市長 富岡 賢治



1 高崎市農業振興地域整備計画書の縦覧場所

高崎市役所 農政部農林課 高崎市高松町35番地1

2 高崎農業振興地域整備計画の縦覧

令和8年3月3日以降、常時据え置いてあります。